

広島県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営栗原住宅、県営久保住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営久保住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

令和二年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名称	住所	
株式会社 堀田組 代表取締役 河本 一志	尾道市新浜一丁目九番二二号	令和二年四月一日 (令和二年四月一日～ 令和七年三月三二日)
株式会社 誠和 代表取締役 河本 一志	尾道市新浜一丁目一四番一 号	